# 西北九州市公報

#### 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

#### **人**

	◇告示	ページ
0	放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】	3132
0	指定障害福祉サービス、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業の廃止の民出「保健領別民際実領別報際実領別課】	
$\circ$	業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	3 1 3 8
0	指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児 通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障	
	害福祉部障害福祉課】	3 1 4 0
0	港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	3 1 4 3
0	育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関か	
	らの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	3 1 4 4
	◇ 訂 正	
0	第3347号の訂正【契約室契約課】	3 1 4 5
0	第3349号の訂正【建設局総務部管理課】	
		3 1 4 6

北九州市告示第414号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号) 第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管し たので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所 別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日は、返 還業務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課(電話582-2274)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

#### 別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所		移動し、保 管した年月 日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区 自転車放置禁止区域	1 台		北九州市門司区西海岸一丁 目3番 西海岸自転車保管所

a. 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		1	ļ
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	平成26年 8月5日	
	1台	平成26年 8月13日	
	1 台	平成26年 8月19日	
	3 台	平成26年 8月26日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	47台		北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	25台	平成26年 8月12日	月来日料华休日771
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	30台	平成26年 8月18日	
J R 南小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	6台	平成26年 8月6日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁 止区域外	3 台	平成26年 8月1日	17级打日松华休官房
	3 台	平成26年 8月5日	
	2 台	平成26年 8月8日	
	3 台	平成26年	

	,	8月11日	
	4 台	平成26年	
		8月15日	
	4 台	平成26年	
		8月19日	
	3 台	平成26年	
		8月22日	
	3 台	平成26年	
		8月27日	
モノレール徳力嵐山口	3 台	平成26年	北九州市小倉南区八重洲町
停留場周辺地区自転車		8月20日	
放置禁止区域			八重洲自転車保管所
JR下曽根駅周辺地区	8台	平成26年	
自転車放置禁止区域	-	8月8日	
小倉南区自転車放置禁	1 台	平成26年	北九州市小倉南区下城野一
止区域外		7月25日	丁目1番
	1台	平成26年	下城野自転車保管所
	1 0	7月28日	
	1 台	平成26年	
		7月29日	
	1 台	平成26年	
		7月31日	
	2 台	平成26年	
		8月7日	

	35台	平成26年8月8日
	4台	平成 2 6 年 8 月 1 3 日
	7 台	平成 2 6 年 8 月 1 4 日
	4 台	平成26年 8月18日
	1 台	平成26年 8月20日
	3 台	平成26年8月21日
	2 台	平成26年8月25日
	3 台	平成26年 8月27日
若松区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成26年 北九州市若松区響南町8番 8月6日 小石自転車保管所
	1 台	平成 2 6 年 8月11日
	1 台	平成 2 6 年 8月 2 2 日
	1 台	平成 2 6 年

		8月27日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	平成26年 8月18日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
JR黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3 台	平成26年 8月26日	宋·坦·日·科·早·休·目/万
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	41台	平成26年 8月21日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3 台	平成26年 8月11日	文明 ** 1 日 ** 年 休 自 /7
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	14台	平成26年 8月7日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	19台	平成26年8月25日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	15台	平成26年 8月5日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	12台	平成26年 8月25日	
戸畑区自転車放置禁止 区域外	2 台	平成26年 8月7日	
	1 台	平成26年 8月13日	
,	3 台	平成26年	

北九州市告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第46条第2項及び第51条の25第4項並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び第51条の30第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 指定事業者に関する事項

#### (1) 指定障害福祉サービス事業者(就労継続支援B型)

事業所又は施設の 名称及び所在地事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名事業の主 たる対象 者重住ワークセンター ・ビス ・北九州市小倉南区 重住二丁目4番2 1号有限会社ふるさと福祉サービス ・ビス ・ 北九州市小倉南区重住二 丁目4番20号 代表取締役 小椋繁雄身体障害 者(肢体 不自由、 聴覚・言 語、内部 障害)、 知的障害 者、精神 障害者、 難病等対象者				
所在地及び代表者名 者   重住ワークセンター 有限会社ふるさと福祉サービス 名 (肢体 北九州市小倉南区 重住二丁目4番2 丁目4番20号 代表取締役 小椋繁雄 語、内部障害 者、精神障害者、 難病等対	事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
重住ワークセンタ	名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
一 一ビス 者(肢体   北九州市小倉南区重住二 不自由、   重住二丁目4番2 丁目4番20号 聴覚・言   1号 代表取締役 小椋繁雄 語、内部   障害)、 知的障害者、精神障害者、難病等対		所在地及び代表者名	者	
北九州市小倉南区 重住二丁目4番2 1号 代表取締役 小椋繁雄 一語、内部 障害)、 知的障害 者、精神 障害者、 難病等対	重住ワークセンタ	有限会社ふるさと福祉サ	身体障害	4017701238
重住二丁目4番2 丁目4番20号 聴覚·言 活、内部 障害)、知的障害者、精神 障害者、難病等対	-	ービス	者(肢体	
1号 代表取締役 小椋繁雄 語、内部 障害)、 知的障害 者、精神 障害者、 難病等対	北九州市小倉南区	北九州市小倉南区重住二	不自由、	
障害)、 知的障害 者、精神 障害者、 難病等対	重住二丁目4番2	丁目4番20号	聴覚・言	
知的障害者、精神障害者、難病等対	1 号	代表取締役 小椋繁雄	語、内部	
者、精神 障害者、 難病等対			障害)、	
障害者、難病等対			知的障害	
難病等対			者、精神	
			障害者、	
象者			難病等対	
			象者	

#### (2) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
ケアイン西天神相	社会福祉法人広緑会	特定無し	4036500025
談支援センター	北九州市若松区童子丸二		
北九州市若松区西	丁目2番23号		
天神町4番33号	理事長 廣澤利彦		

相談支援事業所	有限会社ふるさと福祉サ	特定無し	4037700160
みちくさ	ービス		
北九州市小倉南区	北九州市小倉南区重住二		
重住二丁目4番2	丁目4番20号		
1 号	代表取締役 小椋繁雄		

# (3) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
ケアイン西天神相	社会福祉法人広緑会	特定無し	4076501479
談支援センター	北九州市若松区童子丸二		
北九州市若松区西	丁目2番23号		
天神町4番33号	理事長 廣澤利彦		
相談支援事業所	有限会社ふるさと福祉サ	特定無し	4077703157
みちくさ	ービス		
北九州市小倉南区	北九州市小倉南区重住二		
重住二丁目4番2	丁目4番20号		
1 号	代表取締役 小椋繁雄		

# 2 事業廃止年月日

平成26年8月31日

北九州市告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の24第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 指定事業者に関する事項

#### (1) 指定障害福祉サービス事業者(居宅介護)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
有限会社小倉介護	有限会社小倉介護家事セ	身体障害	4017701295
家事センター	ンター	者、精神	
北九州市小倉南区	北九州市小倉南区北方一	障害者	
北方一丁目15番	丁目15番21号ビラプ		
21号ビラプリン	リンス7 103号		
ス7 103号	取締役 清水友子		

#### (2) 指定障害福祉サービス事業者(就労継続支援A型)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
重住ワークセンタ	株式会社F-TO	身体障害	4017701303
-	北九州市小倉南区重住二	者(肢体	
北九州市小倉南区	丁目6番62号	不自由、	
重住二丁目4番2	代表取締役 小椋繁雄	聴覚・言	
1 号		語、内部	
		障害)、	
		知的障害	
		者、精神	

		障害者、 難病等対 象者	
A型作業所アグリ	株式会社アグリファーム	身体障害	4016701155
ファーム	北九州市八幡西区大字野	者(聴覚	
北九州市八幡西区	面1827番地1	・言語、	
金剛三丁目13番	代表取締役 井上三千代	内部障害	
6 号		)、知的	
		障害者、	
		精神障害	
	,	者	

# (3) 指定特定相談支援事業者

所番号
// E
700120
700186

# (4) 指定障害児通所支援事業者(放課後等デイサービス)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	
	所在地及び代表者名	
北九州あゆみの里	社会福祉法人北九州あゆ	4057601538
北九州市門司区大	みの会	
字畑1981番	北九州市戸畑区汐井町1	
	番 6 号	

#### 理事長 藤本新二

# (5) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
相談支援事業所フ	ファーストライフ株式会	特定無し	4076714965
ァーストライフ	社		
北九州市八幡西区	北九州市小倉北区魚町二		
南王子町2番15	丁目2番17号ファース		
号	トBビル4F		
	代表取締役 山口直彦		
相談支援事業所	株式会社F-TO	特定無し	4077703256
みちくさ	北九州市小倉南区重住二	,	
北九州市小倉南区	丁目6番62号		
重住二丁目4番2	代表取締役 小椋繁雄		
1 号			

# 2 指定年月日

平成26年9月1日

北九州市告示第417号

北九州市が管理する港湾施設の概要(昭和58年北九州市告示第78-10号)の一部を次のように改正する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

3 係留施設の係船くい・桟橋の表の洞海の項中

Γ		<b>4</b>			
	若松給水桟橋	若松区久岐の浜地先	2 1. 3 0 × 2	- 6. 0	を
_					1
1	若松給水桟橋	若松区久岐の浜地先	2 1. 3 0 × 2	-6.0	に、
	若松浮桟橋	若松区本町一丁目地 先	20.00×1	-4.0	١,
,					-
ſ	響灘ドルフィン	若松区響灘一丁目 地先	254.50 (取付を除く) 46.40 (取付を含む)	-10.0	<i>e</i>

響灘ドルフィン	若松区響灘一丁目 地先	254.50 (取付を除く) 46.40 (取付を含む)	-10.0	17
戸畑沖桟橋	戸畑区北鳥旗町地 先	1 4. 0 0 × 1	-4.0	に
戸畑中桟橋	戸畑区北鳥旗町地 先	1 2. 8 0 × 1	-4.0	

改める。

北九州市告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第64条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療 に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2 号の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地 の変更

指定自立支援医療	指	能定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
機関の名称			
有限会社オリオ薬	旧	北九州市八幡西区丸尾町1番	平成26年9月
局ミブチ調剤薬局		7 号	1 日
	新	北九州市八幡西区折尾一丁目	
		8番1号	

正誤表

年	号	頁	訂正	Œ	誤
			箇所		
平成	第3347	3 0 5	6		
2 6	号	3	開札	日 平成26年9月30日	日 平成26年9月30日
年			の場	時 午前9時40分	時 午前 時 分
			所及		
			び日		
			時の		
			項中		

# 正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成26年	第3349	3081	上から3行目	供用を開 始	区域を変 更